

2024年9月13日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会社名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

当社取締役及び監査役に対する損害賠償請求訴訟に係る
上告の棄却及び上告不受理決定（勝訴）に関するお知らせ

当社が2024年1月15日付け「当社取締役及び監査役に対する損害賠償請求訴訟に係る上告の提起及び上告受理申立てに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、大場武生氏（以下「大場氏」といいます。）は、当社に対して、東京地方裁判所において損害賠償請求訴訟（以下「本件対会社訴訟」といいます。）の提起をした後、別訴で、当社取締役及び監査役8名に対しても東京地方裁判所において損害賠償請求訴訟（以下「本件対役員訴訟」といいます。）の提起をし、その後も、大場氏側が両訴訟の併合に反対をする等した結果、両訴訟は、別訴のまま裁判所の審理が行われておりました。両訴訟については、一審及び控訴審が、いずれも、大場氏の請求を全面的に棄却する旨等を内容とする当社及び当社役員全面勝訴の判決を言い渡していましたが、大場氏は、これを不服として、両訴訟において、上告及び上告受理申立てをしておりました。

このうち、本件対会社訴訟についてなされた上告及び上告受理申立てについては、当社が2024年9月3日付け「当社に対する損害賠償請求訴訟に係る上告の棄却及び上告不受理決定（勝訴）に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、最高裁判所より、上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定がなされ、当社の勝訴が確定しておりましたが、本件対役員訴訟についても、2024年9月11日付けで、最高裁判所より、上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定がなされ（以下「本件最高裁決定」といいます。）、当社取締役及び監査役8名の勝訴が確定しましたので、ここにお知らせいたします。

なお、本件対役員訴訟は当社取締役及び監査役8名に対して提起されたものであり、当社に対して提起されたものではございませんが、本件対役員訴訟と本件対会社訴訟とは実質的に同一の事案に関して提起されたものであり、本件対役員訴訟は本件対会社訴訟と密接に関連しておりますので、本件対役員訴訟の状況についても、下記のとおりお知らせするものであります。

記

1. 決定のあった裁判所及び年月日

- | | |
|---------|------------|
| (1) 裁判所 | 最高裁判所 |
| (2) 決定日 | 2024年9月11日 |

2. 訴訟の原因及び決定に至った経緯

大場氏は、当社代表取締役が当社の株主に送付するとともに、当社ウェブサイトにて掲載した「第 61 期定時株主総会招集ご通知」（以下「本件株主総会招集通知」といいます。）においてなされていた事実の摘示及び本件株主総会招集通知を当社ウェブサイトから削除ないし訂正しなかったことが、大場氏の名譽を毀損するものである等と主張し、名譽毀損という重大な違法行為に及び又はそれを阻止しなかったこと等が取締役又は監査役の任務懈怠に該当する等と主張して、当社取締役及び監査役 8 名に対し、損害賠償を求める訴訟を提起していましたが、2023 年 7 月 19 日に、東京地方裁判所より、①原告〔大場氏〕の請求をいずれも棄却する、②訴訟費用は原告〔大場氏〕の負担とするとの判決の言い渡しがありました。

大場氏は一審判決の全部に不服があるとして、東京高等裁判所に対し控訴を提起しましたが、2023 年 12 月 13 日に、東京高等裁判所が、①当該控訴をいずれも棄却する、②訴訟費用は控訴人〔大場氏〕の負担とするとの判決を言い渡していたところです。

大場氏は、この控訴審判決に対して、さらに、その全部に不服があるとして、上告の提起及び上告受理申立てを行って行っていました。

3. 上告の提起及び上告受理申立てを行った者の概要

大場武生氏

4. 決定の内容

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

5. 当社の対応方針等

本件最高裁決定は、本件対会社訴訟における最高裁判所の決定と同様に、当社の開示の必要性を認め、かつ、その開示内容が必要な範囲に留まっていたこと等を認定して、いわゆるプライバシー侵害や名譽棄損に基づく不法行為を構成しない旨を判示し、当社取締役及び監査役 8 名の任務懈怠責任は認められないと認定判断した一審判決を全面的に支持する旨の控訴審判決について、違憲事由は存在しないと判断し、当社役員全面勝訴の司法判断を確定させるものであって、当社としても、本件対会社訴訟に引き続き、極めて公正かつ妥当な判断を頂けたものと受け止めています。

なお、本件に伴い当社の業績に生じる影響は軽微ですが、当社の業績に影響を与える事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上